松山市簡易水道事業経営戦略

令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度

松山市公営企業局

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　事業概要

１　沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　料金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３章　現状と課題

１　施設状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　経営基盤強化に向けたこれまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・９
４　課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第４章　経営の基本方針と主な取組

１　経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２　主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第５章　投資・財政計画（収支計画）

１　投資・財政計画の前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２　投資計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３　財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
４　投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要・・・・・１５

第６章　経営戦略のフォローアップ

１　進捗管理と計画見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

章末　付属資料

１　個別施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本市の簡易水道事業は、市の北西部に位置する中島地区と、北部に位置する北条地区の簡易水道に給水を行っています。

中島地区は島しょ部、北条地区は山間部という地理的条件下で、上水道に比べ給水人口が少なく規模も小さいことから、効率的な経営が難しいことに加え、施設の老朽化に伴う更新改良や耐震化等に多額の事業費が必要となるなど厳しい経営環境にあります。

こうした経営環境下で、施設更新等の手法を機能面・財政面から検証し、中長期の計画となる「松山市簡易水道事業経営戦略」を策定することで、将来にわたって簡易水道事業を維持・継続するための取組みを推進するものです。

２　計画の位置づけ

本経営戦略は、本市の上位計画である「第 6 次松山市総合計画」をはじめ関連計画の内容を反映させるとともに、厚生労働省の「新水道ビジョン」など国の方向性に基づき施設整備方法を検討し、策定しています。

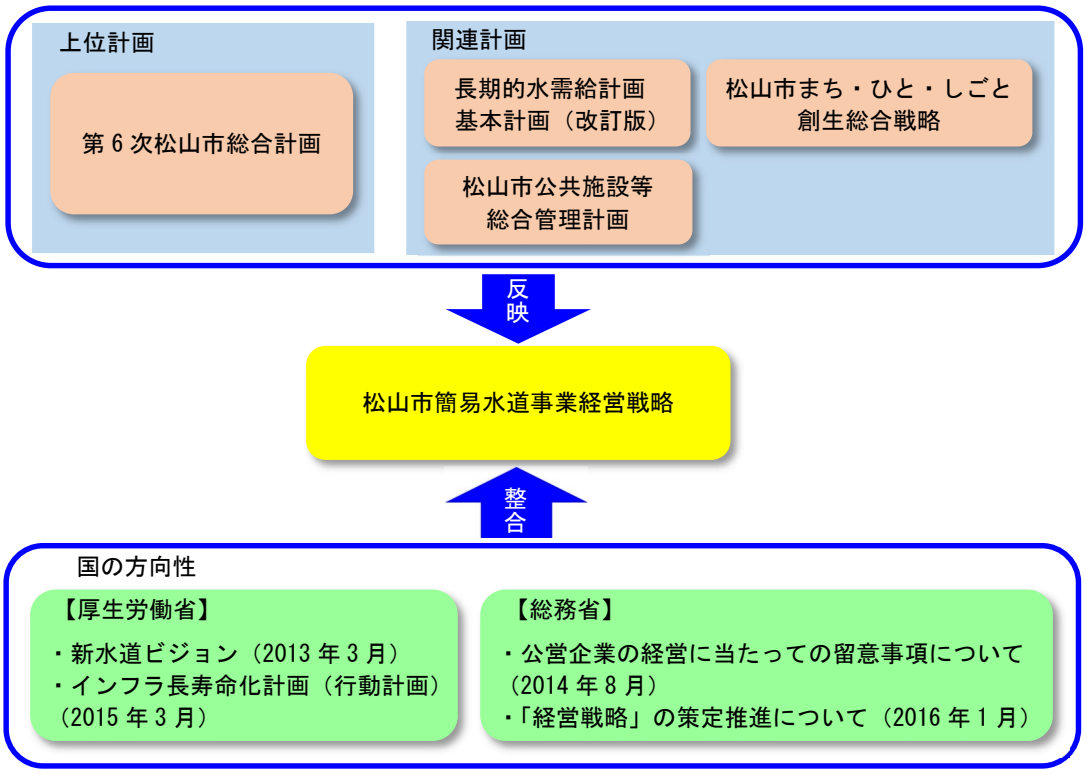

３　計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

第２章　事業概要

１　沿革

中島地区の簡易水道は、瀬戸内海に浮かぶ 6 つの有人島に位置しており、旧中島町により昭和 20 年代から 30 年代にかけて順次創設されました。各島とも、中央部が山地で直下に海が迫り平地が少ないという地勢的制約がある中で、水不足を補うための水源開発を実施するとともに、環境の変化により悪化した水質の改善や、施設の老朽化対策事業にあわせて施設の統廃合を行い、経費の節減を図ってきました。また、国の制度改正に伴い、9 つの簡易水道を一体的に管理する必要が生じたため、ソフト統合し、現在は中島地区簡易水道として運営しています。

北条地区の簡易水道は、高縄山系の山間部に点在しており、旧北条市により昭和 30 年代から 40 年代にかけて順次創設されました。その後、上水道への統合や廃止を経て、現在は萩原簡易水道、立岩米之野簡易水道、院内簡易水道、横谷簡易水道、客簡易水道の 5 つの簡易水道を運営しています。

【中島地区】

年月	創設等の事業経過
S26.4	饒地区簡易水道及び 睦月地区簡易水道を創設
S27.4	宇和間地区簡易水道及び 野忽那地区簡易水道を創設
S28.4	畑里地区簡易水道及び 吉木地区簡易水道を創設
S29.4	大浦・小浜地区簡易水道を創設
S30.4	神浦地区簡易水道を創設
S33.4	長師・宮野地区簡易水道を創設
S35.4	津和地地区簡易水道を創設
S36.4	怒和地区簡易水道を創設
S37.4	二神地区簡易水道を創設
S39.4	中島粟井地区簡易水道を創設
H17.1	市町合併に伴い松山市が 旧中島町から簡易水道事業を引継
H19.4 (H16.5 認可)	饒地区、畑里地区、宇和間地区及び吉木地区簡易水道を西中島地区簡易水道に統合
H23.4 (H18.3 認可)	長師・宮野地区及び大浦・小浜地区簡易水道を東中島地区簡易水道に統合
H27.4 (H27.3 認可)	全地区を中島地区簡易水道に統合

【北条地区】

年月	創設等の事業経過
S33.4	横谷簡易水道を創設
S35.3	猿川原簡易水道を創設
S36.1	九川簡易水道を創設
S36.4	小川谷簡易水道を創設
S38.3	萩原簡易水道及び 大遊寺簡易水道を創設
S47.3	院内簡易水道を創設
S49.3	立岩米之野簡易水道を創設
S57.7	客簡易水道を創設
H17.1	市町合併に伴い松山市が 旧北条市から簡易水道事業を引継
H19.4 (H14.3 認可)	猿川原簡易水道を上水道に統合
H20.4 (H14.3 認可)	小川谷簡易水道及び大遊寺簡易水道を上水道に統合
H24.3	九川簡易水道を廃止

※中島地区、北条地区ともに拡張事業は省略

２　施設概要

本市の簡易水道施設は、島しょ部と山間部に小規模なものが点在しており、多くの施設は、地下水や表流水を取水し緩速ろ過方式で浄水処理を行っています。

また、中島地区の各施設は、遠隔監視装置により集中監視しており、異常発生時には迅速に状況を確認し、修繕等の緊急対応を行っています。

令和２年３月31日現在、給水人口は2,475人、１日平均給水量は656㎥/日となっています。

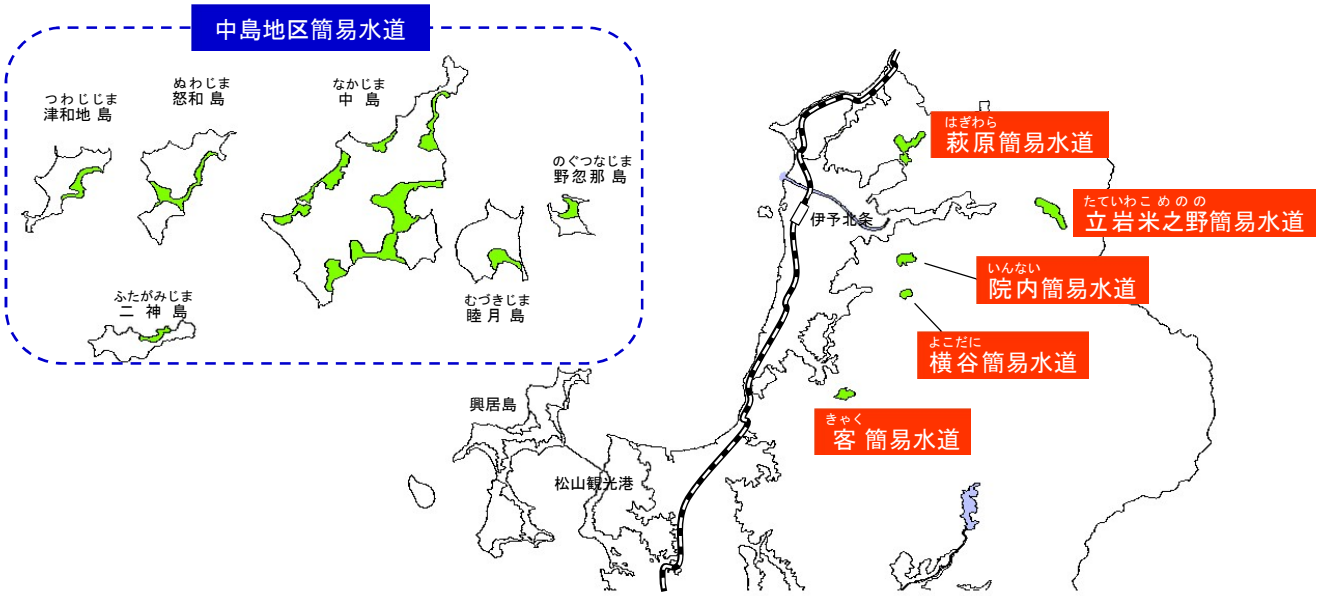

名称		水源種別	施設能力（㎥/日）	浄水方法	配水池数	管路延長
中島地区簡易水道	東中島地区	表流水・地下水・海水	504	緩速ろ過・海水淡水化・窒素除去	3	106.3km （内訳） 導水管 29.9km 送水管 7.9km 配水管 68.5km
	神浦地区	表流水・地下水	130	緩速ろ過・活性炭処理・窒素除去	1	
	西中島地区	地下水	249	窒素除去・急速ろ過	2	
	中島粟井地区	表流水・地下水	60	緩速ろ過・活性炭処理	1	
	怒和地区	表流水・地下水	124	急速ろ過・窒素除去	1	
	津和地地区	表流水・湧水	136	急速ろ過・活性炭処理・窒素除去	1	
	二神地区	表流水・海水	115	急速ろ過・活性炭処理・海水淡水化	1	
	睦月地区	表流水・地下水	140	緩速ろ過	1	
	野忽那地区	地下水	113	緩速ろ過	1	
萩原簡易水道		地下水	37.5	（消毒のみ）	1	12.2km （内訳） 導水管 0.4km 送水管 1.1km 配水管 10.7km
横谷簡易水道		表流水	40.0	緩速ろ過	1	
院内簡易水道		表流水	18.0	緩速ろ過	1	
立岩米之野簡易水道		表流水	34.0	緩速ろ過	2	
客簡易水道		地下水	60.3	（消毒のみ）	1	

（令和２年３月31日現在）

３　料金制度

簡易水道の料金は、水道メーターの口径別に定めている基本料金と、使用水量が多くなるにつれて逓増する従量料金によって構成されています。

消費税率の引上げに伴うものを除き、直近では、平成 20 年 4 月 1 日に料金改定を実施しています。

【中島地区】

メーター口径	基本料金（月額）	従量料金（月額）				
		用途	口径	段階	使用水量	1 ㎥につき
13mm	1,728 円	一般用	13,20 mm	第 1 段	1 ㎥ から 10 ㎥ までの分	75 円
20mm	1,728 円			第 2 段	10 ㎥ を超え 20 ㎥ までの分	320 円
25mm	2,828 円			第 3 段	20 ㎥ を超え 30 ㎥ までの分	419 円
30mm	3,981 円			第 4 段	30 ㎥ を超え 50 ㎥ までの分	425 円
40mm	5,657 円			第 5 段	50 ㎥ を超える分	430 円
50mm	9,428 円		25mm 以上	第 1 段	1 ㎥ から 20 ㎥ までの分	320 円
75mm	18,857 円			第 2 段	20 ㎥ を超え 30 ㎥ までの分	419 円
75mm を超えるものは管理者が別に定める。				第 3 段	30 ㎥ を超え 50 ㎥ までの分	425 円
				第 4 段	50 ㎥ を超える分	430 円

【北条地区】

メーター口径	基本料金（月額）	従量料金（月額）				
		用途	口径	段階	使用水量	1 ㎥につき
13mm	785 円	一般用	13,20 mm	第 1 段	1 ㎥ から 10 ㎥ までの分	37 円
20mm	785 円			第 2 段	10 ㎥ を超え 20 ㎥ までの分	147 円
25mm	1,362 円			第 3 段	20 ㎥ を超え 30 ㎥ までの分	152 円
30mm	1,885 円			第 4 段	30 ㎥ を超え 50 ㎥ までの分	157 円
40mm	2,724 円			第 5 段	50 ㎥ を超える分	162 円
50mm	4,610 円		25mm 以上	第 1 段	1 ㎥ から 20 ㎥ までの分	147 円
50mm を超えるものは管理者が別に定める。				第 2 段	20 ㎥ を超え 30 ㎥ までの分	152 円
				第 3 段	30 ㎥ を超え 50 ㎥ までの分	157 円
				第 4 段	50 ㎥ を超える分	162 円

第３章　現状と課題

１　施設状況

（１）管路

管路は、総延長が約 120km で、その布設時期は創設期や拡張期である昭和 20 年代～50 年代と、老朽管更新や再編事業等を実施した平成以降に集中しています。現在、昭和 50 年代までに整備した管路の老朽化が進んでおり、法定耐用年数を超過している管路は、令和元年度末時点で 36.6%となっています。

また、中島地区では、地質由来の鉄・マンガンの影響により導水管が閉塞している箇所があり、施設運転や維持管理に支障をきたしているため、対策が必要な状況です。

（図1）管路の布設年度別延長

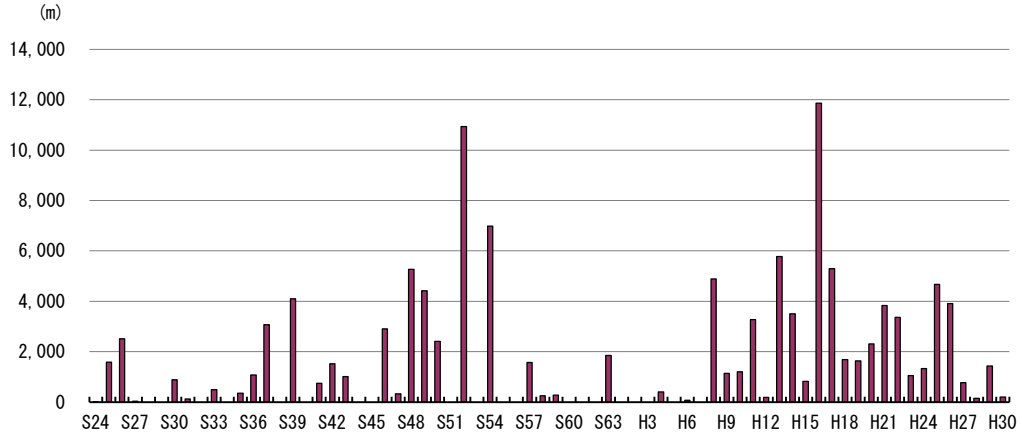

（２）構造物・設備

平成以降の構造物及び設備は、老朽化に伴う更新や施設再編等で整備したものであり、水質改善を図るため高度処理を導入したことなどから、創設期や拡張期の取得価格に比べ高くなっています。今後、創設期から使用している施設が順次更新時期を迎えることから、多額の費用が必要となる見込みです。

（図2）構造物・設備の取得年度別帳簿原価

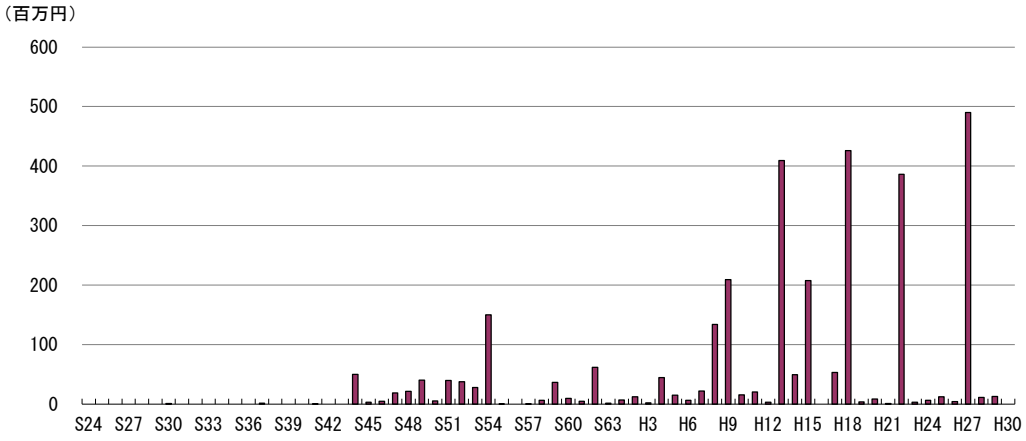

※帳簿原価は現在価値に換算している。

（３）更新をしなかった場合の施設の健全度

創設及び拡張事業から約 40 年経過しており、管路、構造物・設備ともに、老朽化が進んでいます。

仮に、今後、これら既存施設の更新をしなかった場合、年を経るごとに老朽化資産が増加し、15 年後には構造物・設備の 5 割以上が老朽化資産になるとともに、20 年後には管路についても 5 割以上が老朽化資産になり、施設の健全度が下がる見込みです。

したがって、今後も簡易水道の安定給水を維持するためには、計画的な施設更新が必要です。

■ 健全資産　■ 経年化資産　■ 老朽化資産

・「健全資産」とは、経過年数が法定耐用年数以内の資産
・「経年化資産」とは、経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の資産
・「老朽化資産」とは、経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超える資産

（図3）管路の健全度の推移

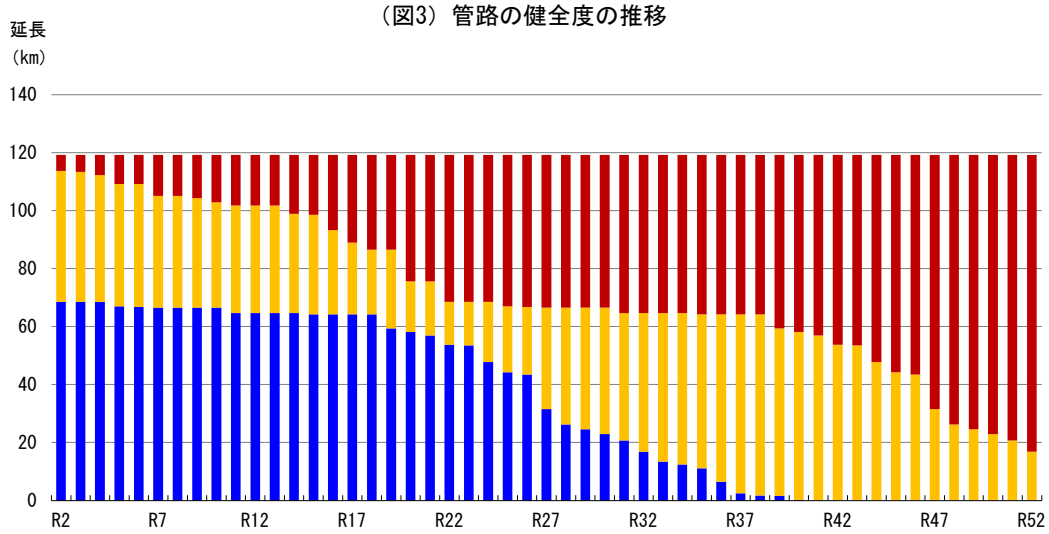

（図4）構造物・設備の健全度の推移

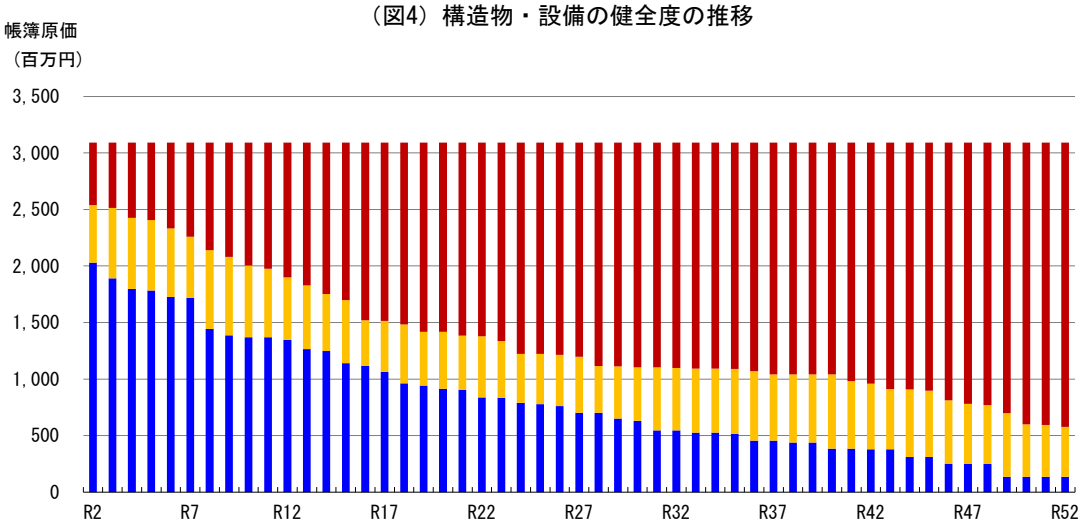

※減価償却は加味していない。

２　経営状況

経営の現状や課題を把握するため、経営及び施設の状況を表す経営指標を用いて、類似団体※との比較を行いました。

※「類似団体」とは、給水人口 2,001 人以上 5,000 人以下の団体をいう。

（１）経営の健全性

「経常収支比率」は、平成 30 年度に豪雨災害の復旧に対する一般会計からの繰入金により一時的に上がりましたが、傾向としては類似団体平均を下回っており、厳しい経営状況が続いています。

「流動比率」と「企業債残高対給水収益比率」は、国の補助制度や交付税措置のある辺地対策債などを活用していることから、類似団体平均より高くなっています。

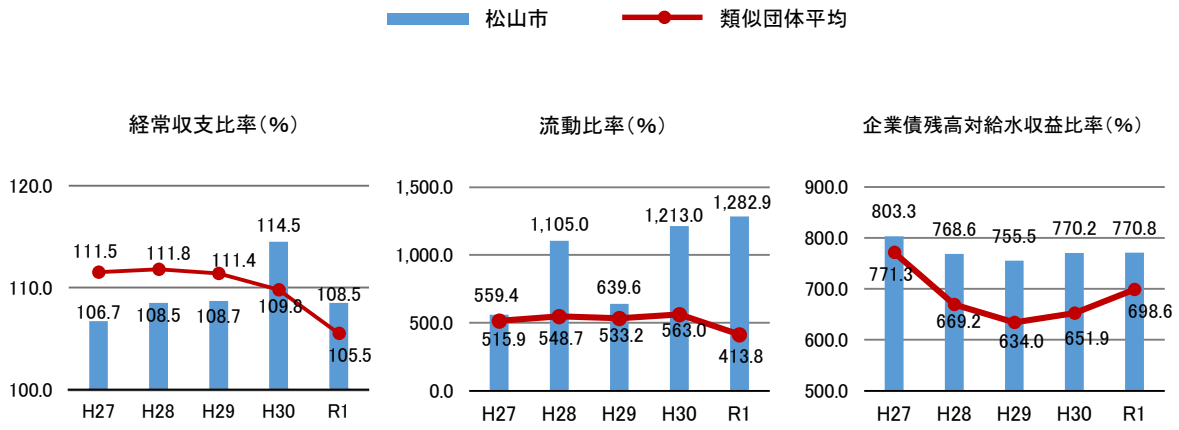

経営指標		説明	算定式	備考
(1)経営の健全性	経常収支比率(%)	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもの(100%以上で単年度収支が黒字)	営業収益+営業外収益 / 営業費用+営業外費用 ×100	高い方が良い
	流動比率(%)	流動負債に対する流動資産の割合で、短期債務に対する支払能力を示すもの(理想比率は 200%以上)	流動資産 / 流動負債 ×100	高い方が良い
	企業債残高対給水収益比率(%)	給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標	企業債残高 / 給水収益 ×100	低い方が良い

（２）経営の効率性

「給水原価」は、簡易水道が置かれている立地条件等から効率的な経営が難しいため、類似団体平均よりもかなり高くなっています。

そのため、「料金回収率」は、類似団体平均を大きく下回っており、料金のみでは財源が不足するため、一般会計からの繰入金により経営を維持しています。しかしながら、島しょ部の料金は、上水道料金の 2 倍の設定になっており、料金水準の見直しは困難な状況です。

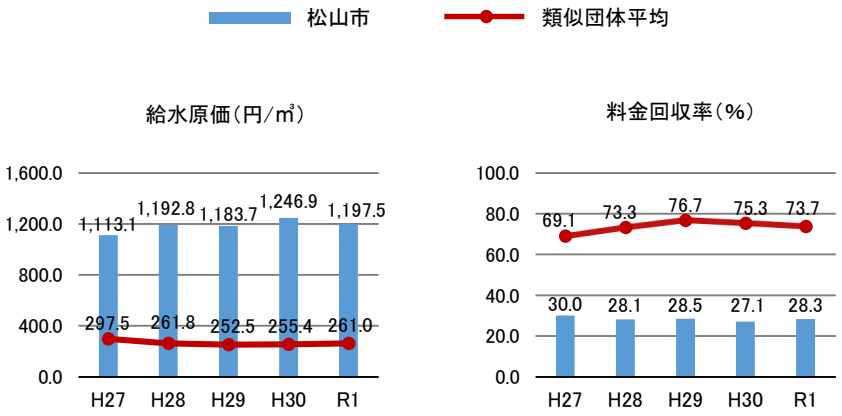

経営指標		説明	算定式	備考
(2) 経営の効率性	給水原価（円/㎥）	有収水量１㎥あたり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標	$\frac{\text{経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)-長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量（料金算定分）}}$	低い方が良い
	料金回収率（%）	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$	高い方が良い

（３）老朽化の状況

「有形固定資産減価償却率」は、全国的に施設の老朽化が課題となっている中、本市でも多くの施設の老朽化が進んでいるため、類似団体平均と同程度となっています。

「法定耐用年数超過管路率」は、昭和 20～50 年代までに整備した管路の老朽化が進んでいるため、類似団体平均よりも高くなっています。今後、国庫補助金等の有利な財源を活用し、計画的に更新を進める必要があります。

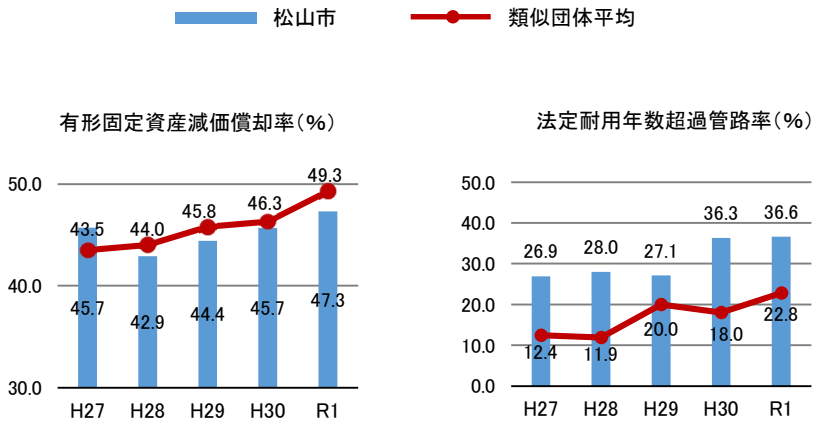

経営指標		説明	算定式	備考
(3) 老朽化の状況	有形固定資産減価償却率（%）	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産}} \times 100$	低い方が良い
	法定耐用年数超過管路率（%）	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表した指標	$\frac{\text{法定耐用年数を超えている管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	低い方が良い

３　経営基盤強化に向けたこれまでの取組

（１）施設の集約化

平成 17 年１月の市町合併後、西中島地区と東中島地区では、複数の簡易水道を統合整備し施設の集約化を図るとともに、老朽化施設の更新や水質改善に取組みました。これにより、運用施設数が減少し、将来的な更新事業費や維持管理費用の削減につながっています。

（２）効率的な維持管理

中島地区の簡易水道施設は各島に分散しているため、平成 28～29 年度に各施設の運転状況や送水・配水流量等を集中監視できるよう遠隔監視装置を整備しました。これにより、施設異常を即座に察知し、事故発生前に修繕することで大事故を予防できており、維持管理費用の削減につながっています。

（３）ソフト統合による有利な財源の確保

平成 19 年度に国庫補助制度の見直しがあり、中島地区の簡易水道は、従来の 9 つの簡易水道のままでは平成 29 年度以降は国庫補助の対象外になるため、将来にわたり有利な財源である国庫補助金を確保できるよう、平成 27 年 4 月に 9 つの簡易水道をソフト統合し中島地区簡易水道として運営しています。

４　課題

本市簡易水道事業の施設及び経営の現状を踏まえて整理した課題は、以下のとおりです。

（１）多くの地区で施設の老朽化が進み、水道管からの漏水や設備機器の故障が頻発しているため、施設を維持するための対策が必要です。

（２）東中島地区の導水管閉塞など、適切な施設の運転や水運用に支障をきたす事案が発生していることから、より安定的に給水するための施設改良が必要です。

（３）今後、施設更新の投資や減価償却費の増加など、財政負担が増大することが見込まれているため、事業経営を維持するための対策が必要です。

第４章　経営の基本方針と主な取組

１　経営の基本方針

施設の老朽化や人口減少など厳しい経営環境下で、事業経営を維持し、生活に欠かせない水道水を供給し続けるため、以下のとおり経営の基本方針を定め、取組を推進していきます。

優先順位を付けた施設更新

老朽化施設への対応については、財政負担を考慮し事業費の平準化を図るとともに、優先順位を付けて施設更新を進めます。

施設改良による安定給水の確保

導水管閉塞など施設の不具合に対し、安定給水を確保するための施設改良を進めます。

有利な財源の活用による経営の維持

継続した事業運営を行うため、国庫補助金等の有利な財源の活用に努めます。

▲二神浄水場内にある更新予定のろ過施設

２　主な取組

（１）管路の老朽化への対応

①中島地区老朽管更新事業

厳しい経営状況の中、限られた財源を有効活用するためには、優先順位を付け計画的に事業を進める必要があることから、現在実施している東中島地区配水管整備事業の完了後は、各地区に給水拠点を設け（図 5）、そこにつながる老朽管路を更新するとともに、漏水等の事故履歴や布設状況などの情報をもとに、維持管理上支障となっている老朽管路についても更新を行います（図 6）。

これにより、災害時でも生活に欠かせない安全な水道水を給水拠点で供給することができるようにします。

▲更新によって新しくなった配水管

（図 5）各地区の給水拠点

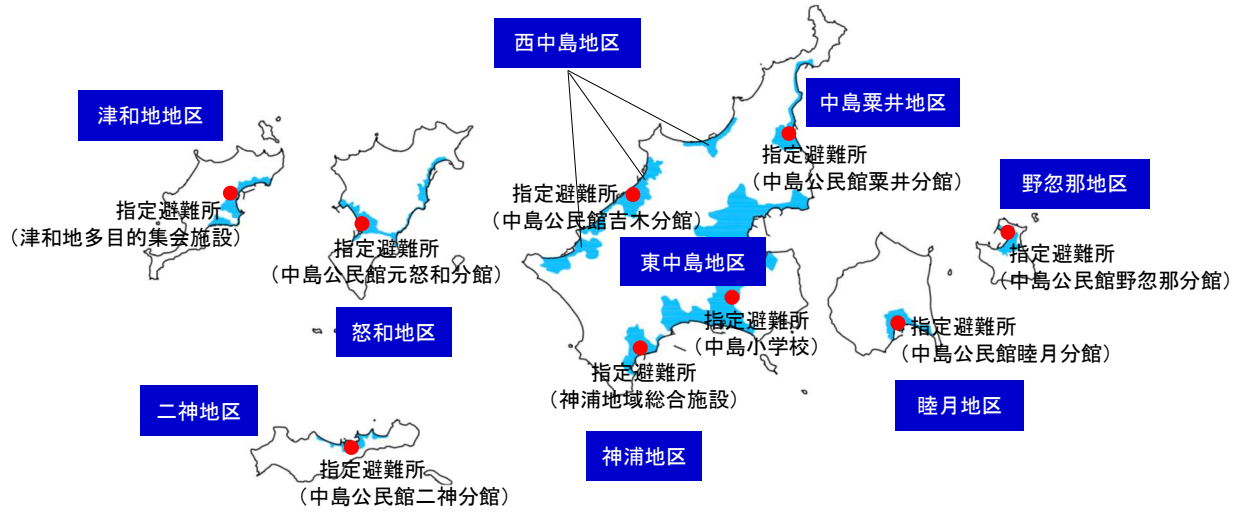

（図 6）中島地区老朽管更新事業の対象管路

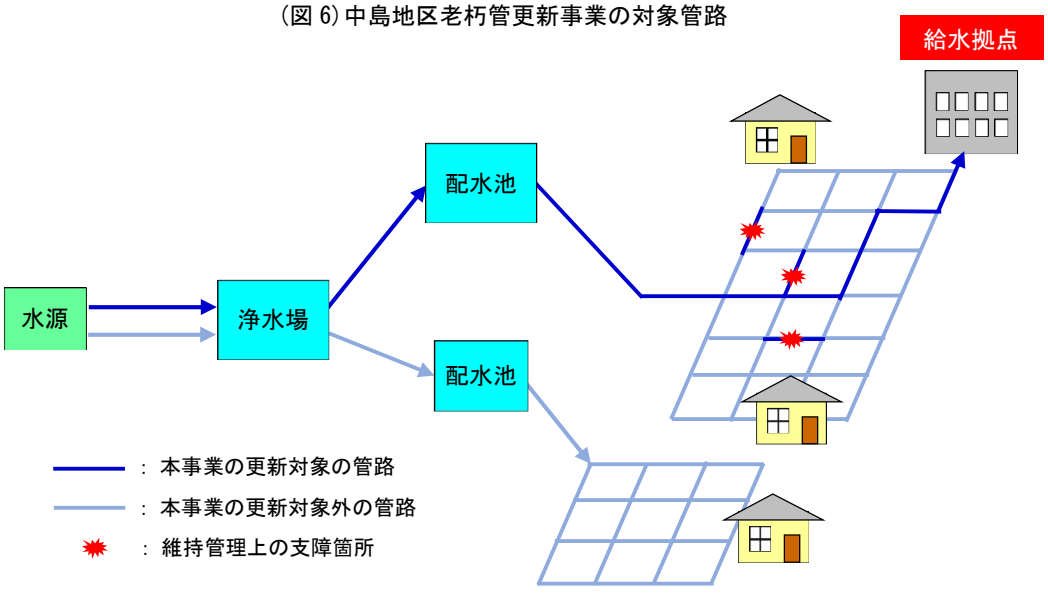

②事故多発管更新事業

老朽管の計画的な更新には一定の期間を要するため、漏水事故が頻発する老朽管について、部分的に更新を行うことで、安定給水を維持します。

▲漏水発生時の様子

（２）構造物及び設備の計画的・効率的な更新

構造物及び設備は、破損や故障等が発生した場合の緊急対応が難しく、施設の機能停止となれば給水への影響も大きくなります。そこで、実使用年数や上水道の事例を参考に適切な更新時期を設定します。

また、財源が限られた中にあっては、効率的に更新を進める必要があるため、各設備の仕様や特性、重要度などを考慮し、「予防的に保全するもの」と「事後的に保全するもの」に分類することで、更新対象を限定し費用を抑制するとともに、故障等のリスクへの備えを強化します。

▲浄水場内にある更新予定の水質計器

（３）導水管閉塞への対策等

東中島地区では、水源である地下水の水質の影響により、水源地やポンプ場、浄水場をつなぐ導水管の内面が閉塞していることによって水運用に支障をきたしています。

そこで、閉塞の要因となる、水質を改善させるための施設整備や、管内面の洗浄等を行うとともに、老朽化が進行している浄水場等の施設更新についても、最適な更新方法の検討を進めます。

▲ポンプ場内にある各水源地からの導水管

第５章　投資・財政計画（収支計画）

１　投資・財政計画の前提条件

投資・財政計画は、投資試算をはじめとする支出と財源試算により示される収入が均衡した形（純損益が計画期間内で黒字となる形）で策定することとし、それらの試算にあたっては、前述の「経営の基本方針と主な取組」に基づき、以下のとおり前提条件を設定しました。

【計画全般】
- 各地区の施設配置・規模は現状を維持
- 有収水量は直近 10 年間の実績に基づき減少傾向で推移するものと予測
- 建設改良費の財源として、国庫補助金、企業債及び辺地債を活用
- 収益的収入の一般会計補助金は、現状と同程度の水準を維持

【管路更新】
- 財政規模を考慮し年平均 1 億 3,000 万円の範囲内で更新
- 更新対象の優先順位を付け、計画的に更新

【構造物・設備更新】
- 構造物の更新基準は、法定耐用年数以上とし、施設の重要度を加味して設定
- 設備の更新基準は、「予防的に保全するもの」と「事後的に保全するもの」の分類に応じて設定

２　投資計画

上記の前提条件のもと、「管路」については、現在実施している東中島地区配水管整備事業の完了後、事業費の平準化を図りながら、給水拠点につながる老朽管路及び維持管理上支障となっている老朽管路の更新を優先的に進めるとともに、事故多発管についても随時更新を行います。

「設備」については、更新基準に基づき順次計画的に更新を行います。設備のうち、事後的に保全するものについては、投資時期が確定できないため、便宜上、設置からの経過年数等を考慮した時期に投資する計画としています。

財政状況が厳しい中、投資額を抑制し平準化することで、計画期間 10 年間の投資額は、総額約 22 億 6,000 万円（税抜）となる見込です。

なお、「構造物」については、更新基準に基づくと計画期間の 10 年以内に更新時期が到来する施設はないため、将来的な更新に向け計画策定を進めます。

（図7）建設改良費の内訳と内部留保資金残高等の推移

10 年間の建設改良費

項目	投資計画額（税抜）
管路	1,308 百万円
構造物・設備	825 百万円
その他	126 百万円
合計	2,259 百万円

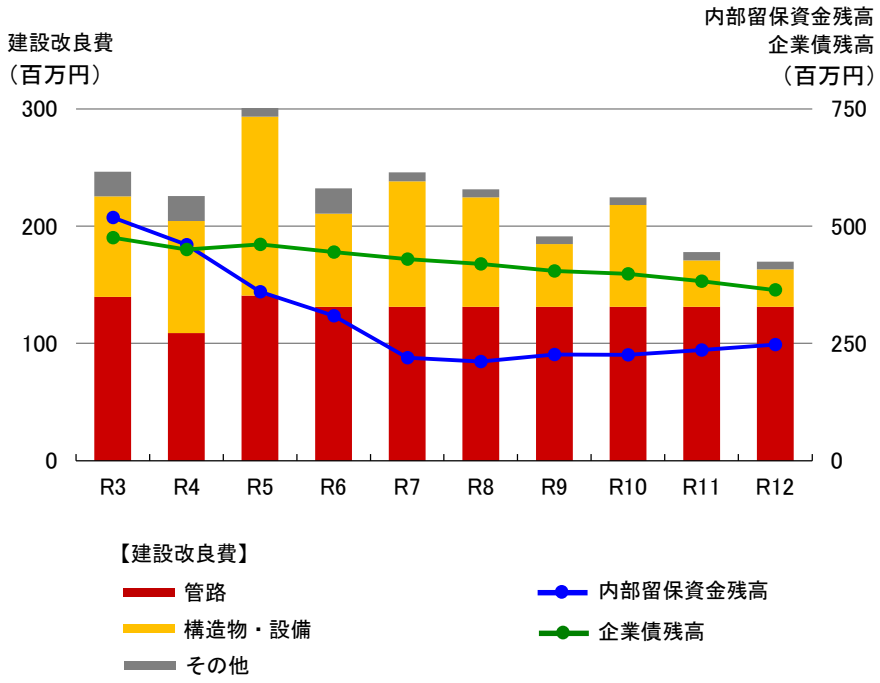

3　財政計画

投資計画に基づき 10 年間の財政試算を行った結果、収益的収入は、人口減少によって料金収入が減少するものの、一般会計補助金の維持や国庫補助金の活用に伴う長期前受金戻入額の増加により、概ね一定で推移していく見込です。なお、料金収入は、過去 10 年間の実績を踏まえた将来人口及び有収水量の予測に基づき算定しています（図 9）。

また、収益的支出は、管路及び構造物・設備の更新にかかる投資額を平準化することで、減価償却費の増加が抑制できるため、これらにより、収支均衡が図られると考えています（図 8）。

（図8）収益的収支及び当年度純損益の推移

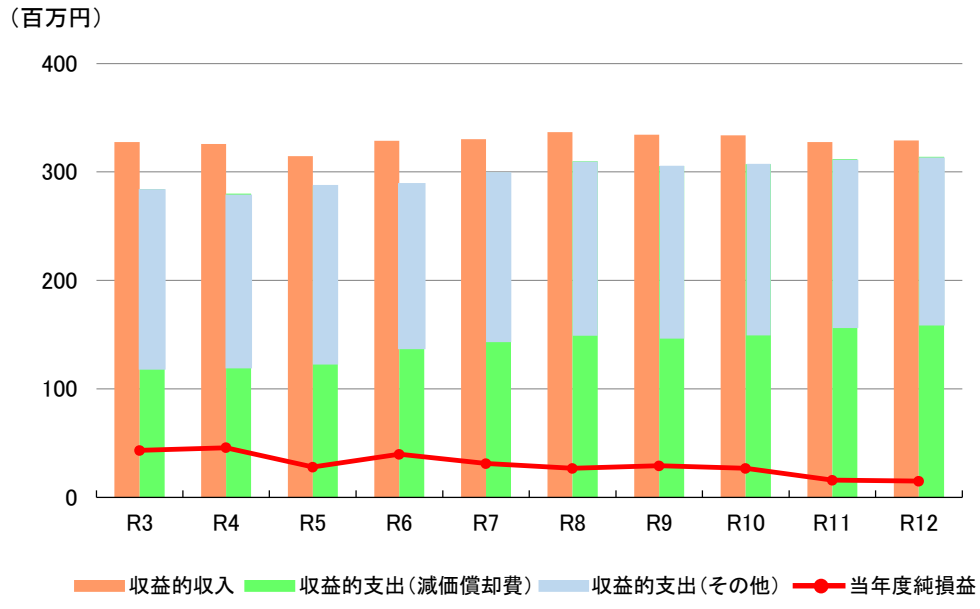

（図9）人口と料金収入の推移

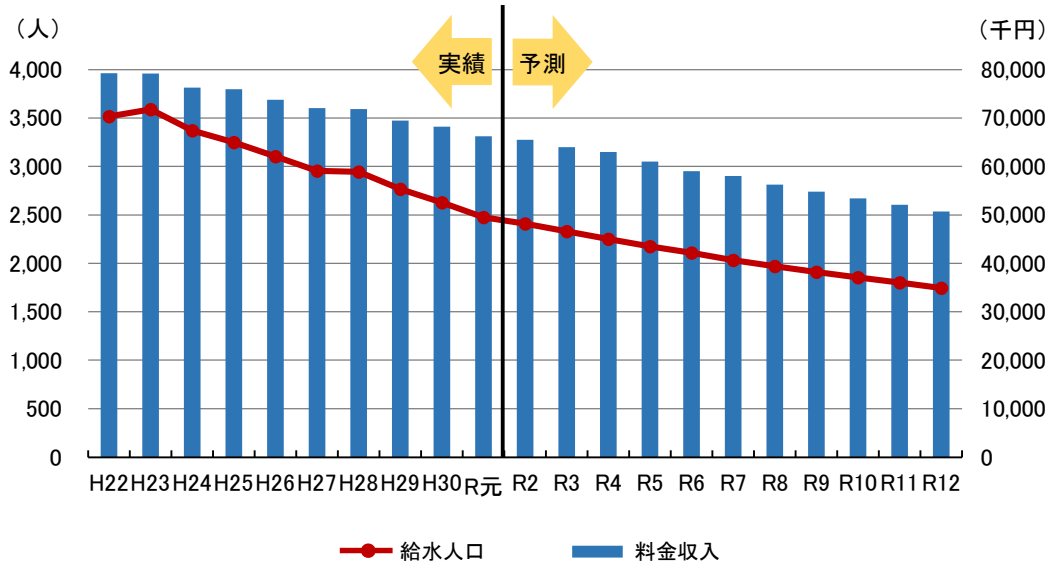

4　投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）北条地区簡易水道の施設整備

北条地区の 5 つの簡易水道は、施設の老朽化が進んでいますが、本市全体の課題となっている新規水源確保の見通しが立った段階で、上水道へのハード統合またはソフト統合を行い、施設整備を実施します。そのため、それまでの間は、漏水時の迅速な修繕対応など施設の維持管理を適切に行っていきます。

（2）東中島地区の施設再編

東中島地区では、水源水質の影響で浄水場に至る導水管が閉塞するとともに、浄水場が山間部にあるため平野部の水源からポンプ圧送しなければならず、非効率な施設配置になっており、また、老朽化も進んでいます。そこで、より効率的かつ安定的な施設への再編整備に向けて、計画策定を進めます。

▲老朽化が進む大浦第 1 浄水場

第６章　経営戦略のフォローアップ

１　進捗管理と計画見直し

本経営戦略で掲げた計画や取組については、「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを用いて実績との乖離やその原因を分析し、見直すことで実効性を高めていきます。

そのため、以下のとおり管理指標を設定し、投資・財政計画に基づいた中間目標と最終目標を立てています。これらの指標を事業の進捗管理に活用しながら、概ね 5 年を目途に必要な見直しを行います。

＜経営の健全性＞

管理指標	現状値 （R 元年度）	中間目標値 （R7 年度）	最終目標値 （R12 年度）	備考
経常収支比率（%）	108.5	108 以上	102 以上	高い方が良い
企業債残高対給水収益比率（%）	770.8	750 以下	720 以下	低い方が良い

＜経営の効率性＞

管理指標	現状値 （R 元年度）	中間目標値 （R7 年度）	最終目標値 （R12 年度）	備考
給水原価（円/m^3）	1,197.5	1700 以下	1950 以下	低い方が良い
料金回収率（%）	28.3	21 以上	18 以上	高い方が良い

＜老朽化の状況＞

管理指標	現状値 （R 元年度）	中間目標値 （R7 年度）	最終目標値 （R12 年度）	備考
法定耐用年数超過管路率（%）	36.6	35 以下	30 以下	低い方が良い

章末　付属資料

１　個別施設計画

平成 29 年 2 月に策定された「松山市公共施設等総合管理計画」では、簡易水道事業の方向性として、定期的な点検や機能診断等に基づき、計画的に修繕や更新を実施して、より効率的な維持管理を行い、安定給水を確保することとしています。

そこで、本経営戦略での投資・財政計画を踏まえた今後 10 年間の整備計画を以下のとおりとし、適宜見直しを行いながら事業を進めていきます。

管路

地区	施設名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
東中島	管路、給水施設	工事	工事	詳細設計 工事	工事	工事						R元年度から更新
神浦	管路、給水施設	→	→	→	詳細設計	詳細設計 工事	工事	工事	工事	工事		R7年度から更新予定
睦月	管路、給水施設	→	→	→	→	→	→	→	詳細設計	工事	工事	R11年度から更新予定
野忽那	管路、給水施設	→	→	→	→	→	→	→	→	詳細設計	工事	R12年度から更新予定
二神	管路、給水施設	→	→	→	→	→	→	→	→	→	詳細設計	R13年度から更新予定
中島粟井	管路、給水施設	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R14年度から更新予定
津和地	管路、給水施設	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R15年度から更新予定
西中島	給水施設	→	→	→	工事							R6年度に整備予定
怒和	給水施設	→	→	→	工事							R6年度に整備予定

構造物

地区	種別	施設名	法定の更新時期	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
東中島	導水	大浦ポンプ場	R24	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R52年度頃から更新予定 （水需要に応じて統廃合を検討）
	浄水	大浦第１浄水場	R16	→	→	→	→	→	→	基本計画	基本計画	基本設計 変更認可	詳細設計	R13年度頃から更新予定
		大浦第２浄水場	R29	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R47年度頃から更新予定 （水需要に応じて統廃合を検討）
		大浦第３浄水場	R50	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R68年度頃から更新予定 （水需要に応じて統廃合を検討）
	配水	大浦第１配水池	R19	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R37年度頃から更新予定 （水需要に応じて統廃合を検討）
		大浦第２配水池	R3	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R16年度頃から更新予定
		大浦第３配水池	R51	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R69年度頃から更新予定 （水需要に応じて統廃合を検討）
神浦	浄水	神浦浄水場	R16	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R34年度頃から更新予定
	配水	神浦配水池	R43	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R61年度頃から更新予定
西中島	導水	宇和間ポンプ場	R28	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R66年度頃から更新予定
		熊田ポンプ場	R27	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R65年度頃から更新予定
		畑里ポンプ場	R27	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R65年度頃から更新予定
		畑里集合井	R27	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R65年度頃から更新予定
	浄水	西中島浄水場	R48	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R66年度頃から更新予定
	配水	西中島第１配水池	R48	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R66年度頃から更新予定
		西中島第２配水池	R46	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R64年度頃から更新予定

地区	種別	施設名	法定の更新時期	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
粟井	浄水	粟井浄水場	R45	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R63年度頃から更新予定
	配水	粟井配水池	R45	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R63年度頃から更新予定
怒和	導水	宮浦中継ポンプ場	R21	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R59年度頃から更新予定
		接合井	R35	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R73年度頃から更新予定
	浄水	怒和浄水場	R56	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R74年度頃から更新予定
	配水	怒和配水池	R57	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R75年度頃から更新予定
津和地	浄水	津和地浄水場	R43	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R61年度頃から更新予定
	配水	津和地配水池	R43	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R61年度頃から更新予定
二神	浄水	二神浄水場	R39	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R57年度頃から更新予定
		二神海水淡水化施設	H24	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R14年度頃から更新予定 (水需要に応じて統廃合を検討)
	配水	二神第１配水池	R16											休止中
		二神第２配水池	R39	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R57年度頃から更新予定
睦月	浄水	睦月浄水場	R17	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R35年度頃から更新予定
	配水	睦月配水池	R17	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R35年度頃から更新予定
野忽那	浄水	野忽那浄水場	R19	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R38年度頃から更新予定
	配水	野忽那配水池	R19	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	R38年度頃から更新予定

1．収益的収支（税抜）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益	64,490	63,491	61,491	59,491	58,491	56,322	54,867	53,440	52,157	50,773
		(1) 料金収入	64,000	63,000	61,000	59,000	58,000	56,272	54,817	53,390	52,107	50,723
		(2) その他	490	491	491	491	491	50	50	50	50	50
		2．営業外収益	263,010	262,220	252,890	269,044	271,710	280,256	279,558	280,362	275,433	278,061
		(1) 補助金	238,810	238,620	228,390	238,170	237,930	242,479	240,541	239,309	230,588	230,917
		(2) 長期前受金戻入	22,200	21,600	22,500	28,874	31,780	35,777	37,016	39,053	42,845	45,144
		(3) その他	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		収入計 (A)	327,500	325,711	314,381	328,535	330,201	336,578	334,425	333,802	327,590	328,834
	収益的支出	1．営業費用	275,969	272,142	279,304	282,025	292,836	303,167	298,867	301,070	305,822	308,302
		(1) 職員給与費	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
		(2) 経費	125,868	121,261	122,975	112,563	116,717	121,141	120,825	118,307	116,932	116,590
		(3) 減価償却費	118,101	118,881	124,329	137,462	144,119	150,026	146,042	150,763	156,890	159,711
		2．営業外費用	8,155	7,722	7,252	6,792	6,282	6,648	6,374	6,081	5,890	5,559
		(1) 支払利息	7,640	7,212	6,742	6,282	5,772	6,128	5,854	5,561	5,370	5,039
		(2) その他	515	510	510	510	510	520	520	520	520	520
		支出計 (B)	284,124	279,864	286,556	288,817	299,118	309,815	305,241	307,151	311,712	313,860
	経常損益 (A)-(B) (C)		43,376	45,847	27,825	39,718	31,083	26,763	29,184	26,651	15,878	14,973
特別利益 (D)			38	40	40	40	40	40	40	40	40	40
特別損失 (E)			129	128	128	128	128	144	144	144	144	144
特別損益 (D)-(E) (F)			▲ 91	▲ 88	▲ 88	▲ 88	▲ 88	▲ 104	▲ 104	▲ 104	▲ 104	▲ 104
当年度純利益（又は純損失） (C)+(F)			43,285	45,759	27,737	39,630	30,995	26,659	29,080	26,547	15,774	14,869
繰越利益剰余金			71,616	95,774	101,012	111,768	110,983	101,865	93,929	81,423	54,352	24,078

資産維持費所要額		22,200	21,600	22,500	28,874	31,780	35,777	37,016	39,053	42,845	45,144
資産維持費実額 (G)		22,200	21,600	22,500	28,874	31,780	35,777	37,016	39,053	42,845	45,144
単年度実質収支 (C)+(F)-(G)		21,085	24,159	5,237	10,756	▲ 785	▲ 9,118	▲ 7,937	▲ 12,506	▲ 27,071	▲ 30,274

2．資本的収支（税抜）

区分 ＼ 年度				R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債		19,200	15,900	52,900	30,900	27,800	31,000	26,000	32,000	23,000	21,000
		2．他会計出資金		21,035	21,964	22,787	27,130	26,456	25,476	26,603	25,826	27,542	28,336
		3．国（都道府県）補助金		42,810	27,270	40,140	20,790	2,362	62,000	52,000	64,000	46,000	42,000
		4．固定資産売却代金		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		収入計 (A)		83,055	65,144	115,837	78,830	56,628	118,486	104,613	121,835	96,552	91,347
	資本的支出	1．建設改良費		246,494	225,604	314,225	232,229	245,776	231,490	191,299	224,693	177,765	169,575
			管路	139,558	108,959	140,913	131,277	131,277	131,277	131,277	131,277	131,277	131,277
			構造物・設備	85,762	95,298	152,556	79,353	106,806	93,406	53,506	86,706	39,606	32,006
			その他	14,949	15,122	14,531	15,374	1,468	582	291	485	657	67
			職員給与費	6,225	6,225	6,225	6,225	6,225	6,225	6,225	6,225	6,225	6,225
		2．企業債償還金		39,881	41,094	42,208	46,848	43,286	41,057	41,143	37,917	39,080	39,300
		支出計 (B)		287,741	268,064	357,800	280,443	290,429	273,913	233,808	263,977	218,212	210,242
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A) (C)				204,685	202,920	241,963	201,613	233,802	155,427	129,195	142,142	121,660	118,895
補填財源		1．損益勘定留保資金		182,485	181,320	219,463	172,739	202,022	119,651	92,178	103,089	78,815	73,752
		2．利益剰余金処分額		22,200	21,600	22,500	28,874	31,780	35,777	37,016	39,053	42,845	45,144
		3．その他											
		計 (D)		204,685	202,920	241,963	201,613	233,802	155,427	129,195	142,142	121,660	118,895
補填財源不足額 (C)-(D)													
企業債残高				475,454	450,260	460,952	445,004	429,517	419,461	404,318	398,401	382,321	364,021

松山市簡易水道事業経営戦略
令和 3 年 3 月発行
松山市公営企業局